

岩手県告示第2号

鳥獣保護区の存続期間の更新（平成13年岩手県告示第803号）で告示した川井村達曽部鳥獣保護区の区域の表示を次のとおり変更した。

平成22年1月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更後の川井村達曽部鳥獣保護区の区域の表示 宮古市地内の国有林川井事業区106林班に1の林小班及び107林班イ、ロ、ろ3、ろ4、に1からに7まで、ほ1、ほ2、へ、と1、と2、ち2の各林小班並びに108林班は1、は2、に1からに6まで、へ1、へ2、ぬ、る2の各林小班の区域